

常勤役員に関する規程

(適用範囲)

第1条 この規程は、当財団常勤役員の報酬等について適用する。

(定義)

第2条 常勤役員とは、寄附行為第22条第1項ただし書きの役員をいう。

(報酬)

第3条 常勤役員の報酬は、基本報酬及び役職手当とする。

2 報酬の支払は、月割りとする。ただし、月の途中で就任した場合の報酬は、就労日数に基づく日割とする。

(基本報酬)

第4条 基本報酬は、定額とし、年額600万円(月額50万円)とする。

(役職手当)

第5条 役職手当は、次による。

	60歳未満	60歳以上
専務理事	月額28万円	月額20万円
常務理事	月額18万円	月額10万円

(退職金の支給)

第6条 常勤役員が退職するときは、退職金を支給する。

2 支給額は、職員の退職金規定を準用するものとする。ただし、支給額の算定は基本報酬(月額)を基礎とする。

(役員の在任)

第7条 常勤役員の在任は、満65歳に達した日の属する任期満了日までとする。ただし、再任に際し、その年度内に満65歳に達する場合は、原則として再任しない。

2 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する等特別な理由があるときは、評議員会の議決を経て一期(2年間)に限り延長することができる。

(1) 事業の遂行上、余人に代えがたい場合。

(2) 後任に適任者が得られない場合。

(付則)

1 この内規は、平成11年6月1日から適用する。

専務理事に関する内規(平成5年7月1日)は廃止する。

2 平成14年8月20日 一部改正

3 平成15年7月15日 一部改正